

令和 7 年 9 月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委 員 長 報 告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案8件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第77号「平戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」に関し、国が進める地方公共団体情報システムの標準化に伴い、各課で管理している市の住民基本台帳に登録されていない住登外者の情報を一元的に管理する住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられた。この機能を扱う福祉関係などの事務については、マイナンバーを独自利用する事務として条例に定める必要があることから、今回条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。これに関し、本来はマイナンバーカードですべての国民の情報が参照できるようになるべきであるが、自治体に住民票がない方については、機能的に情報連携できていないため、連携できるようにするための改正なのかとの質問に対し、今回の住登外者宛名管理機能については、直接情報連携するものではなく、これまで各課で管理している市外の固定資産所有者などの宛名情報を庁内で一元管理できるようにするものである。これにより、これまで以上に厳格な宛名情報の管理ができるとともに、庁内横断的な連携により業務の効率化が図られるとの答弁がありました。

次に、議案第84号「令和7年度平戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」に関し、国民健康保険財政調整基金積立金について、令和2年度から毎年増えており、令和7年度は約3億4,700万円となっている。どのくらいまで基金積立を増やす予定なのか。また、基金積立を増やすよりも国民健康保険税を減額してもいいのではないのかとの質問に対し、基金については、条例で保険給付に要した費用の前年度決算額

の10分の1に相当する額に達するまで積み立てることと規定している。平成30年度から県内市町共同による国民健康保険の財政運営を行っており、現在のところ、安定的な財政運営ができていることから、近年積み立てができている状況である。国民健康保険税については、現在、県内市町で統一する協議を行っていることから、その動向も踏まえながら長期的に考えていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案5件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第81号「平戸市立学校設置条例及び平戸市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について」に関し、根獅子小学校を紐差小学校へ統合することに伴い設置された中部地区小学校適正規模・適正配置検討委員会には、根獅子小学校側からは、まちづくり運営協議会会長や民生委員が委員として参加しているが、紐差小学校側のまちづくり運営協議会会長や民生委員は参加していない。地域全体での意識の共有と、関係者間の連携が十分に図られていないのではないかとこの意見に対し、過去の平戸市における学校統廃合の事例では、統合される側のみで委員構成されていたことから、今回もその事例を踏まえて進めてきた。初回の検討委員会には紐差小学校側の区長は参加していなかったが、受け入れ側の理解と協力が不可欠ということで、2回目以降は紐差小学校側の区長にも参加していただき、各検討委員会での協議内容はその都度、地区へ周知してもらっている。検討委員会は残り1回となったが、今後も紐差小学校側の住民に対しても丁寧に周知を図っていくとの答弁がありました。また、生月小学校と山田小学校を統合し、新たに生月小学校とする計画について、名称が従来の生月小学校と残るため、対等合併により新しい生月小学校が誕生するということを、特に生月小学校側の多くの住民は十分に理解していないように思われる。学校は地域のシンボルでもあるので、地域全体に向けて丁寧に周知してほしいとの意見に対し、名称については生月地区小学校適正規模・適正配置検討委員会で重ねて検討してきた。同じ名称で誤解を招く恐れがあるため、各家庭に個別に検討委員会の結果を配布し周知を図ってきたが、検討委員には改めて周知を依頼するとともに、回覧板等を

活用して地域への周知を徹底していくとの答弁がありました。

次に、議案第 82 号「平戸市社会体育施設条例の一部改正について」に関し、新しい南部市民屋内運動場が令和 8 年 1 月に供用開始を予定していることに伴い、同施設の 1 時間あたりの使用料について、アリーナ全面は従来どおり 440 円とし、新たにアリーナ半面を 220 円、多目的ルームを 250 円とするため、条例の一部を改正する旨の説明がありました。これを受け、施設が新しくなれば平戸市外からの利用が増える予想されるが、平戸市外の方が利用する際の使用料および減免は、平戸市社会体育施設条例に準じるのかとの質問に対し、従来どおり平戸市外の方が利用する際は、当該使用料については 5 割増し、減免についても条例に準じて適用するとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。